

スノーボード指導者検定規程

平成 10 年 10 月 05 日 制定
平成 12 年 09 月 20 日 改正
平成 14 年 06 月 28 日 改正
平成 14 年 11 月 05 日 改正
平成 15 年 06 月 27 日 改正
平成 16 年 06 月 25 日 改正
平成 17 年 06 月 25 日 改正
平成 18 年 06 月 25 日 改正
平成 19 年 07 月 05 日 改正
平成 23 年 09 月 20 日 改正

(本連盟公認スノーボード指導者検定の種類)

第1条 本連盟公認スノーボード指導者検定会は、次の各号に掲げる2種類に分ける。

- (1) スノーボード指導員検定
- (2) スノーボード準指導員検定

1 スノーボード指導員検定

(スノーボード指導員検定会)

第2条 スノーボード指導員検定会(以下「検定会」という。)について必要な事項を定める。

(主 管)

第3条 検定会は、本連盟教育本部の主管で行う。

(公 示)

第4条 検定会実施要領は、毎年、秋季定例評議員会で公示する。

(検定員)

第5条 検定は、本連盟会長から委嘱された検定資格を有する検定員3名以上がこれに当たり、検定員の人数は、受験巻数に応じて会場ごとに定める。

(会 期)

第6条 検定の会期は、3日間を原則とする。受験巻数の多少、天候の状況、その他特別の事情のあるときは、会期を変更することができる。

(会 場)

第7条 検定の会場は、2会場を原則とし、同期日に行うこととする。

2 受験巻は、公示された各検定会場のうち、1会場に限り受験することができる。

3 受検者の受検会場は、理事会が決定し、加盟団体に通知する。

(検定基準)

第8条 検定は、スノーボードの実技、理論、指導法について実施し、検定基準及び実施要領は、別にこれを定める。

(受検資格)

第9条 受検者は、加盟団体に所属し、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は、本連盟年度とする。

(1) 受検する年度の4月1日現在、23歳以上の者

(2) 受検年度までに、スノーボード準指導員又はスキー指導員の資格を取得してから満2年以上を経過し、前年度又は受検日までに指導者研修会を修了した者。

(3) 加盟団体が主催するスノーボード指導員養成講習会(以下「養成講習」という。)を

検定会までに修了し、修了証書によって証明された者。ただし、養成講習会の内容については、実技4単位、理論2単位とし、有効期間は4か年とする。

2 技術選手権を除く全日本選手権、FIS公認大会及び国体等の競技会において、3回以上入賞し、加盟団体長の推薦(入賞大会名、種目、順位を付記)により、理事会の承認を得た者は、前項第2号にかかわらず受検できる。

3 オリンピック出傷者は、理事会の承認を得て第1項第2号にかかわらず受検することができる。

(受検手続)

第10条 検定を受けようとする者は、本連盟の定める受検願書3通に必要書類を添え、各種公認・登録等料金一覧表に定める検定料と共に、所属団体長を経て、加盟団体長に提出しなければならない。

2 加盟団体長は、前項の受検願書を審査の上、適格者の受検書類2通及び検定料を所定の期日までに、本連盟会長に提出するものとする。

3 受検者は、受検会場本部に必要書類を提出しなければならない。

4 受検願書提出後は、理由の如何を問わず、受検会場の変更は認めないものとし、検定料の返却もしないものとする。

5 本条による必要書類とは、受検年度の登録会員証、公認スノーボード準指導員証、スキー指導員証及び養成講習会修了証及び受検日までに修了した指導者研修会修了書をいう。

(合格者の手続)

第11条 合格者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を納入しなければならない。ただし、他の教育関係指導者の有資格者については、年次登録料を不要とする。

(結果報告及び発表)

第12条 主任検定員は、検定会実施の結果を所定の報告書に記入し、1通を検定責任者の承認を得て、検定会終了後3週間以内に、本連盟会長に報告しなければならない。

2 検定会実施結果のうち、検定成績内容は、発表しないものとする。

(特別推薦による合格)

第13条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が本連盟のスノーボード指導員資格を希望する場合は加盟団体長の推薦により、理事会の承認を経て、スノーボード指導員の資格を認めることができる。ただし、日本スノーボード協会(JSBA)の公認資格についてはA級インストラクターとする。

2 スノーボード準指導員検定

(スノーボード準指導員検定)

第14条 スノーボード準指導員検定(以下「準指導員検定」という。)について必要な事項を定める。

(実施)

第15条 スノーボード準指導員検定会(以下「準指導員検定会」という。)は、加盟団体の主管で行う。

2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と共同主管で開催することができる。

3 受検巻の特別な理由により所属団体の所属する加盟団体以外の加盟団体が主管する準指導員検定会で受検を希望する場合は、受検巻の当該加盟団体長は、主管団体長の承認を得て、これを委託することができる。

(公示)

第16条 準指導員検定会の実施要項は、主管団体が公示をする。

(検定員)

第17条 準指導員検定は、主管団体長から委嘱された検定員3名以上がこれに当たり、そのうち本連盟教育本部専門委員若しくはブロック技術員1名以上を含まなければならない。

(実施回数及び会期)

第18条 準指導員検定会は、同一年度において1回実施することを原則とする。ただし、受検者数の多いときは回数を増やすことができる。

2 受検者は、同一年度内の受検は、共同主管又は他の加盟団体へ委託の場合を含め、1回とする。

3 準指導員検定会の会期は、3日間を原則とする。受検巻数の多少、天候の状況、その他特別の事情があるときは、会期を変更することができる。

(検定基準)

第19条 準指導員検定は、スノーボードの実技、理論、指導法について実施し、検定基準は別にこれを定める。

(受検資格)

第20条 受検巻は、加盟団体に所属する受検年度の本連盟登録会員で、次の各号に掲げる事項に該当しなければならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。

(1) 受検する年度の4月1日現在、20歳以上の巻

(2) 前年度までにスノーボード級別テスト1級を取得した巻

(3) 加盟団体が主催する養成講習会を検定会までに修了し、修了証書によって証明された

者。ただし、養成講習は、実技4単位、理論2単位とする。

(受検手続)

第21条 検定を受けようとする者は、主管団体の定める受検願書に必要な書類を添え、別表の各種公認・登録等料金一覧表に定める検定料と共に、所属団体長に提出しなければならない。

2 所属団体長は、前項の受検願書を審査の上、適格巻の受検書類3通及び検定料を所定の期日までに、主管団体長に提出するものとする。

3 他の主管団体に委託したときは、前項の受検書類に依頼状を付して、当該加盟団体長から、委託先の加盟団体長へ送付す

るものとする。

- 4 受検願書提出後は、理由の如何を問わず、検定料の返却をしないものとする。
- 5 前各項による必要書類並びに受検書類とは、受検願書のほか、受検年度の本連盟登録会員証、スノーボード級別テスト1級合格証、養成講習会修了証をいう。

(合格者の手続)

第22条 合格者は、各種公認・登録等料金一覧表に定めるスノーボード準指導員の公認料及び年次登録料のほか、バッジ、ワッペン代等を納入しなければならない。

(結果報告及び発表)

第23条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管団体長へ報告するものとする。

- 2 主管団体長は、所定の報告書に記入し、検定会終了後3週間以内に、本連盟会長に報告しなければならない。
- 3 共同主管又は他の主管団体へ委託して実施した場合は、その結果を受検者が所属する加盟団体長から本連盟へ報告しなければならない。

(特別推薦による合格)

第24条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が本連盟のスノーボード準指導員資格を希望する場合は加盟団体長の推薦により、理事会の承認を経て、スノーボード準指導員の資格を認めることができる。ただし、日本スノーボード協会(JSBA)の公認資格については、B級インストラクター、日本職業スキー教師協会(SIA)の公認資格についてはレベルHとして活動中の者とする。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の議決による。